

一般社団法人想いを紡ぐ会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人想いを紡ぐ会 と称する。

(主たる事務所等)

第2条 当法人は、主たる事務所を東京都中央区に置く。

(目的)

第3条 当法人は、環境保全活動、農山村支援活動や、高齢者、障害者、児童福祉活動などをする団体の社会貢献活動に対して支援を行う。また同じ目的を持った団体間の連携を支援する。

その目的に資するため、次の事業を行う。

- (1) 講演会、セミナー、シンポジウム、その他イベントの企画、開催
- (2) 機関紙、並びにその他出版、広報に関する事業
- (3) 社会貢献活動団体などへの支援
- (4) その他、当法人の目的を達成するために必要な事業

(公告方法)

第4条 当法人の公告は、官報に掲載する方法により行う。

第2章 社員

(社員)

第5条 当法人の社員は、当法人の目的に賛同して入社した者とする。

(入社)

第6条 当法人の社員となるには、当法人所定の様式による申込みをし、理事の承認を得なければならない。

(社員の資格喪失)

第7条 社員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退社したとき。
- (2) 成人被後見人、または被保佐人になったとき。
- (3) 当該社員が死亡し、又は失踪宣告を受けたとき。
- (4) 総社員の同意があったとき。

(退社)

第8条 社員は、いつでも退社することができる。

第3章 社員総会

(社員総会)

第9条 当法人の社員総会は、定時総会及び臨時総会とし、定時総会は毎年5月に開催し、臨時総会は必要に応じて開催する。

第4章 理事

(理事の員数)

第10条 当法人に理事を、1名置く。

第5章 計算

(事業年度)

第11条 当法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第6章 清算

(残余財産の帰属等)

第12条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、当法人と類似の事業を目的とする他の公益法人 又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

- 2 当法人は、剰余金の分配を行わない。

第7章 附則

(最初の事業年度)

第13条 当法人の設立初年度の事業年度は、当法人の成立の日から平成23年3月31日までとする。

(設立時役員等)

第14条 当法人の設立時役員は、次のとおりである。

設立時理事 高木 順子

(設立時社員の氏名又は名称及び住所)

第15条 設立時社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。

設立時社員

- 1 住所
氏名 高木 順子
- 2 住所
氏名 中嶋 和成
- 3 住所
氏名 齋藤 吉晴

(法令の準拠)

第16条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

以上、一般社団法人想いを紡ぐ会設立のためこの定款を作成し、設立時社員が次に決め押印する。

平成 22年 4月 8日

設立時社員 高木 順子 印

設立時社員 中嶋 和成 印

設立時社員 齋藤 吉晴 印